

## 届出等対象行為

各区域等に応じて、次の規模に該当する建築物や工作物の新築、増改築等や開発行為を行う際は、届出が必要となります。

区域等	景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域	景観形成促進地区			
				まちづくり誘導地区		まちづくり協定地区	
				近代的景観地区及び伝統的景観推進地区	伝統的景観重点地区	景観まちづくり推進地区	景観まちづくり重点地区
建築物の建築等	高さ13m超 又は 建築面積 1,000㎡超	高さ13m超 又は 建築面積 500㎡超	高さ10m超 又は 建築面積 200㎡超	高さ13m超 又は 建築面積 500㎡超	高さ10m超 又は 建築面積 200㎡超	各地区の景観まちづくり基準による	
工作物の建設等	高さ13m超	高さ13m超	高さ10m超	高さ13m超	高さ10m超		
開発行為	開発面積 1ha超	開発面積 1ha超	開発面積 0.3ha超	開発面積 1ha超	開発面積 0.3ha超		

### 備考

- 「建築物の建築等」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- 「工作物の建設等」とは、小松市景観条例第2条第4号に規定する工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- 「開発行為」とは、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- 工作物の建設等において、工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが13m又は10mを超えるものも届出の対象に含まれます。
- 白山眺望に関する「眺望景観保全地域」及び「特別地域」における一定の行為について、石川県で定める「いしかわ景観総合条例」に基づく「石川県眺望計画」に関する届出が必要となる場合があります。

石川県眺望計画

	眺望景観保全地域	特別地域
建築物の建築等	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m <sup>2</sup> 超	高さ 10m 超又は 建築面積 200 m <sup>2</sup> 超
工作物の建設等	高さ 13m 超	高さ 10m 超
開発行為	開発面積 1 ha 超	開発面積 0.3ha 超

※ 特別地域は、段階的な高さ制限があります。木場潟（30m以下、20m以下、15m以下）  
柴山潟（30m以下、20m以下）

- 6 高さが 60m を超える建築物や工作物の建築等の行為について、石川県で定める「いしかわ景観総合条例」に基づく「特定建築物等景観影響評価指針」に関する景観影響評価が必要となる場合があります。
- 7 建築物等の色彩の基準が指定されている地域等は、「3 景観形成基準」を参照してください。
- 8 届出等の対象となる規模未満の行為であっても、周辺の景観との調和にできるだけ配慮するよう努めてください。